

低評価工事に係る指導に関する要領【試行】

(目的)

第1条 水戸市が発注する建設工事のうち、水戸市建設工事成績評定要領に基づき65点未満と評定された工事（以下、「低評価工事」）については、当該工事の指導内容を認識させ、今後、適切に管理を行えるよう指導することにより、受注者の技術水準の向上更には工事目的物の品質向上に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 対象となる工事は、設計金額300万円以上の低評価工事とする。

(指導の内容)

第3条 対象工事に係る指導内容については、当該低評価工事の監督員、主管係長及び検査員が協議の上決定するものとする。

(指導の通知)

第4条 工事主管課長は、水戸市建設工事成績評定要領第9条の説明請求期間後、遅滞なく低評価工事指導書（様式第1号）により当該低評価工事の受注者に通知するものとする。

(報告書の提出)

第5条 前条の通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、工事主管課長に改善報告書（様式第2号）を提出するものとする。

2 工事主管課長は、前項の規定により改善報告書の提出を受けたときは、当該改善報告書の写しを契約検査課長に送付するものとする。

付 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。